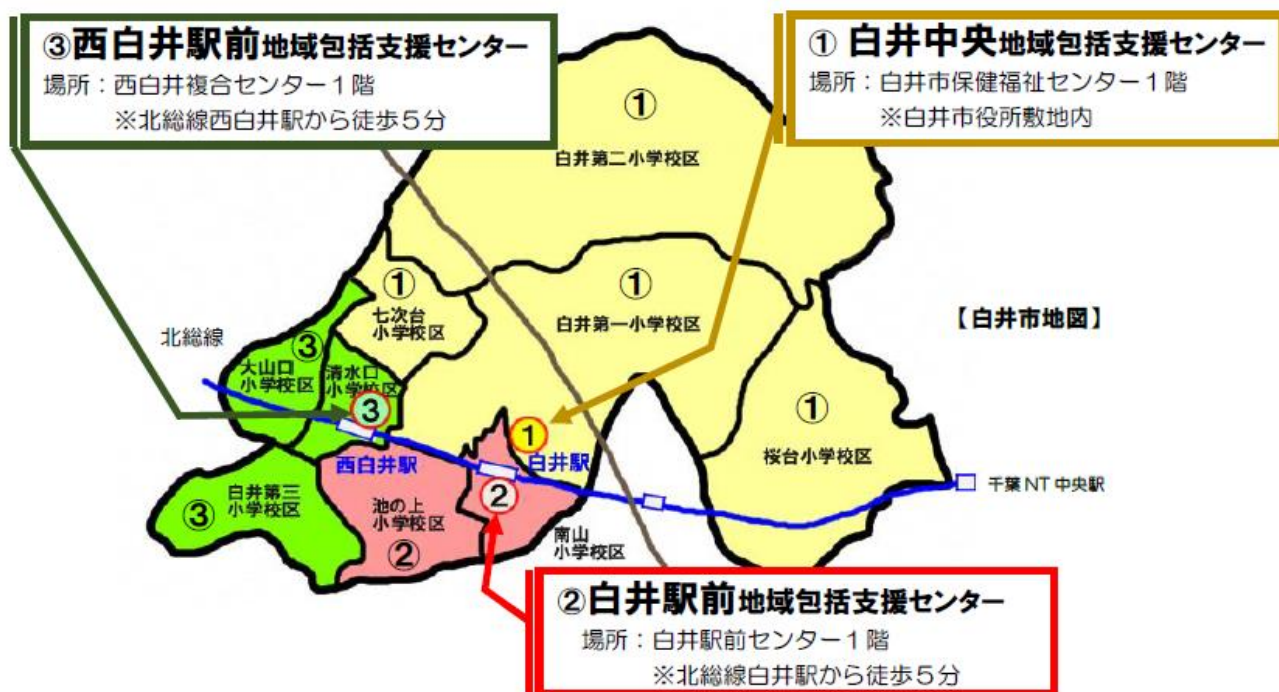


令和 4 年度 白井市各地域包括支援センター事業計画書

- ①白井中央地域包括支援センター 2-4
- ②白井駅前地域包括支援センター 5-7
- ③西白井駅前地域包括支援センター 8-10



①白井中央地域包括支援センター

I. 基本情報

(1) 住所・連絡先等

センター住所	千葉県白井市復1 1 2 3 白井市保健福祉センター内	
電話番号	047-497-3474	
ファックス番号	047-498-4832	
メールアドレス	461-houkatu@kikaen.or.jp	
開設曜日・時間	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

(2) 担当圏域

担当圏域 (小学校区)	白井第一小学校区、白井第二小学校区、七次台小学校区、桜台小学校区												
担当圏域 の特徴分析	<p>白井第一小学校区は、近年転入してきた高齢化率が低い地域と、従来からの多世代住居に高齢者世帯のみが居住し高齢化率が高い地域とが混在している。市役所や医療機関、介護施設等、施設が多い地域。</p> <p>白井第二小学校区は、人口は少ないが面積は広く、駅や市役所、商業施設からも遠いため、車が欠かせない地域。地域によっては講の集まりが継続され、隣近所との関係性が維持できている。高齢化も進展しており、隣近所との交流もままならなくなることが想定されるが、現在は同居等の子供からの支援が得られ、介護上の課題が表面化していない地域となる。</p> <p>七次台・桜台小学校区は千葉ニュータウンの造成と共に転入した人が多く、高齢化率は低いが、一気に高齢化率が高くなることが想定される。住民の活動意識は高く、自主活動も盛んな地域でもある。</p> <p>【高齢者人口と高齢化率】</p> <table border="0"> <tr> <td>白井第一小学校周辺地域</td> <td>1,898人</td> <td>28.8%</td> </tr> <tr> <td>白井第二小学校周辺地域</td> <td>1,043人</td> <td>34.8%</td> </tr> <tr> <td>七次台小学校周辺地域</td> <td>1,207人</td> <td>20.7%</td> </tr> <tr> <td>桜台小学校周辺地域</td> <td>1,630人</td> <td>23.3% (令和4年4月時点)</td> </tr> </table>	白井第一小学校周辺地域	1,898人	28.8%	白井第二小学校周辺地域	1,043人	34.8%	七次台小学校周辺地域	1,207人	20.7%	桜台小学校周辺地域	1,630人	23.3% (令和4年4月時点)
白井第一小学校周辺地域	1,898人	28.8%											
白井第二小学校周辺地域	1,043人	34.8%											
七次台小学校周辺地域	1,207人	20.7%											
桜台小学校周辺地域	1,630人	23.3% (令和4年4月時点)											

II. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターとしての目標

<p>・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごしていくことができるよう、信頼できる・立ち寄りやすい窓口、相談場所を目指します。また、必要時のご自宅への訪問や高齢者の集いの場へ積極的に伺い、顔の見える関係づくりをします。</p> <p>・基幹型包括から委託包括となり、担当が変わったことでサービスの質・支援の質が低下したとにならないよう研修や勉強会への参加、専門職として自己研鑽し、変わらないサービス・支援を提供できるように努めていきます。</p>
--

III. 各事業に関する取り組みの方針

1. 基本項目

－ 組織運営体制・個人情報保護・利用者満足の向上・公平性中立性の確保

市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
------------------------------	--------------------------------

圏域内の相談が寄せられるよう地域包括支援センターの周知に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターについて独自で作成したリーフレットを窓口や交流の場等で市民、地域関係者へ配布する。 ・多くの問題を抱えたケースは早期解決のため関係機関と連携を取りながら支援する。
利用者の介護保険サービス利用における事業所の選定において、公平性中立性を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・家族の意向を確認し、複数の事業者の紹介を求めることが可能な旨を説明する。 ・利用者がサービスを選択しやすいようパンフレット等を用い、できるだけ具体的にイメージしやすいように努める。 ・事業者選定の理由を記録に残す。

2. 総合事業 - 介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業

市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
利用者の心身状態や環境に応じて適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画作成従事者研修会に参加する。 ・支援方針が適切であったかケース検討会等で振り返りの場を設ける。 ・居宅支援事業所に委託したケースについて適切なケアマネジメントが行われているかをケアプランチェックにて把握する。
地域づくりの推進のため介護保険のサービスだけでなく様々な社会資源を活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・担当圏域の社会資源について情報収集し、必要時市民やケアマネジャーへ情報提供する。 ・集いの場へ参加し、地域包括支援センターの周知とともに集いの場が充実するよう運営に協力する。

3. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
総合相談支援業務 - ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援	地域包括支援センターが地域で高齢者を支える機関としての役割を担うため様々なネットワークを通じ、担当圏域の実態を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査での訪問、民生委員や近隣住民、関係機関からの情報により支援が必要な世帯の実態を把握し、早期に対応する。 ・民生委員定例会に参加する。 ・民生委員・見守りパートナー交流会を年1回開催する。
	三職種が専門性を活かしながら連携し、支援が必要な高齢者を適切なサービスや制度等に繋げられるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進係主催の勉強会に参加する。 ・ケース検討会を通し対応力向上に努める。 ・報連相を怠らず、三職種で支援の方針や対応について検討する。
権利擁護業務 - ・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ・困難事例への対応 ・消費者被害の防止	認知症等により成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者及びその親族等に対し、成年後見制度の説明や提案を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度関連の研修や講座等に参加し知識や情報の収集を行う。 ・申し立てへの助言や支援、関係機関の紹介等を行い、高齢者及びその親族等に対して継続的支援を行う。
	高齢者の消費者被害の防止のため、関連機関との連携や情報共有を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害事例を把握した際には、速やかに消費生活センターや警察等の関係機関に情報提供する。 ・消費生活センターとの定期的な情報交換をし、被害予防のチラシ等を配布する。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・包括的継続的なケア体制の構築 ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ・日常的個別指導相談 ・支援困難事例等への指導助言	ケアマネジャーが社会資源を知り、活用できるよう支援を行う。	・ケアプラン提出・返却の際、新しい社会資源や集いの場の情報等を提供(口頭・配布)する。 ・社会資源の開始・再開・休止等アップデートした新しい情報を伝えられるよう努める。
	地域のケアマネジャーが相談しやすい環境を作る。	・どんな相談でも対応し、継続したサポート、声掛けを行い、ケアマネジャーとの信頼関係を構築する。 ・研修会や勉強会へ積極的に参加し、制度の理解や知識の向上を図る。 ・ケアマネジャーが「何に悩んでいるか」を明確にし、適切な対応を心掛ける。

4. 包括的支援事業（社会保障充実分）

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数目標など)
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の一体的な提供を目指すため、医療機関と介護事業所等の関係者との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査時や相談時また救急搬送者に対し救急医療情報キットを配布する。 ・集いの場への参加時に救急医療情報キットを配布する。 ・在宅医療・介護連携、認知症対策推進協議会や在宅医療・救急医療連携WGに参加し顔の見える関係を築く。
生活支援体制整備事業	介護保険サービスの提供のみならず、生活支援コーディネーターと連携しながら多様な日常生活上の支援体制の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・年5回以上生活支援コーディネーターと情報共有の場を設ける。 ・生活支援コーディネーターへ地域や個人のニーズ状況、課題を情報提供する。 ・地域ふれあい会議等、会議への参加・協力体制を取る。
認知症総合支援事業	地域全体で認知症の人や家族を支えられるよう認知症普及啓発活動から個別支援まで幅広く活動する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の開催、協力(年2回)。 ・認知症初期集中支援チーム員会議に参加し、対応力の向上に努める。 ・相談時、集いの場への参加時に認知症ガイドブックを配布し普及啓発に努める。
地域ケア会議推進事業	地域ケア会議を通して高齢者個人に対する支援の充実とそれを支えるネットワークの構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援型地域ケア会議にて事例提出者、助言者として参加する。 ・ご近所支え合い会議を年1回開催する。 ・民生委員・見守りパートナー交流会を年1回開催する。

②白井駅前地域包括支援センター

I. 基本情報

(1) 住所・連絡先等

センター住所	千葉県白井市堀込1丁目2番2号 白井駅前センター1階	
電話番号	047-492-8100	
ファックス番号	047-492-8102	
メールアドレス	satsuki.chiiki@koik.jp	
開設曜日・時間	火曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）	8時30分～17時15分

(2) 担当圏域

担当圏域 (小学校)	南山小学校区、池の上小学校区						
担当圏域 の特徴分析	<p>【南山小学校区】 白井駅周辺にはスーパーやホームセンター、ドラッグストア等があり買い物の利便が良い。また駅周辺のクリニックや総合病院もあり、医療機関にかかりやすい環境にある。駅前にある高層・大型マンションには三世代家族や、高齢となった親の近くに居住する若い世帯もおり、家族の協力を得やすい。その一方で、駅から離れた戸建てや団地に居住する高齢者のなかには、買い物や受診等移動に関する課題を抱えている高齢者が多い。また、独居や低所得、著しく活動が低下している方が他地区よりも比較的多くみられる。笹塚や根・復地区（一部）に関しては、比較的小さい世代の転入者が多く核家族の割合が高い。</p> <p>【池の上小学校区】 池の上地区は戸建てが多くを占めている。「団塊の世代」以上の住民が多いため高齢独居世帯や高齢者のみ世帯が多い。市内において高齢化率が最も高い地域であり、今後も高齢化率の上昇が予測される。近隣に店舗や医療機関が少なく、移動が徒歩のみで行う高齢者が多いため移動に関する課題が多い。堀込地区にはエレベーターの無い団地が多く、階段昇降が困難なため外出する機会が持てない高齢者もいる。独居や低所得、引きこもりなどの課題を抱える高齢者が潜在している。中銀マンションに高齢者専用棟（ライフケア棟）があり、高齢に伴い生活に支障が生じている方が多い。</p> <p>【高齢者人口と高齢化率】</p> <table border="1"> <tr> <td>南山小学校区周辺地域</td> <td>2,310人</td> <td>31.8%</td> </tr> <tr> <td>池の上小学校区周辺地域</td> <td>2,265人</td> <td>36.9%</td> </tr> </table>	南山小学校区周辺地域	2,310人	31.8%	池の上小学校区周辺地域	2,265人	36.9%
南山小学校区周辺地域	2,310人	31.8%					
池の上小学校区周辺地域	2,265人	36.9%					

II. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターとしての目標

<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、気軽に話ができ、また信頼される窓口を目指します。</p> <p>①関係機関との連携を密にすることに加え、地域の住民が集まる場にも積極的に参加し「顔の見える関係」を築くことで、【話しやすい・相談しやすい地域包括支援センター】を目標にします。</p> <p>②専門職各々が知識や技術力を向上させ、またその力を相乗効果で高め合えるようにセンター内で連携・共有することで、【信頼される地域包括支援センター】を目標にします。</p>
--

III. 各事業に関する取り組みの方針

1. 基本項目

- 組織運営体制・個人情報保護・利用者満足の上昇・公平性中立性の確保

市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
------------------------------	--------------------------------

地域の関係者や住民に対して包括支援センターの周知を行い、相談の場としての認識を広める。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の集いの場に参加する際に包括支援センターのリーフレットを配布する。 ○グループのホームページにて活動の募集や報告を行う。 ○圏域内の自治会掲示板等にリーフレットを提示して頂く。
相談者が安心して相談できるような対応を行い、公正・中立性も確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ○相談者に対して出来るだけ専門用語は使わず、理解しやすい言葉で対応、説明を行う。 ○サービス事業所や他機関を紹介する場合には複数から選択できるように、資料を揃えるとともにサービスの特色等について説明する。また、サービス選択の理由を記録に残す。

2. 総合事業 - 介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業

市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
介護サービスのみでなく多様な地域資源を組み合わせ、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○多様なサービスを提案できるよう、市制度や地域資源等の情報・資料を収集する。 ○地域ケア個別会議やケース検討等にて、様々な方向性や対応方法等について検討していく。 ○委託先のケアプランが適切にマネジメントされているかを確認し、必要に応じて助言を行う。
介護予防の啓発を図り、不足する地域資源の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域内で開催されるサロン等に積極的に参加し、講座等を通じて介護予防の啓発を図る。 ○生活支援コーディネーターと連携を図り、地域資源の開発に協力していく。

3. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
総合相談支援業務 - ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援	地域の関係者と顔の見える関係を築き、ネットワークを構築してそれを強固にしていく。	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・見守りパートナー交流会を年1回以上主催する。また、民生委員定例会には年2回以上参加する。 ○地域ケア個別会議（ご近所支え合い会議）を年2回以上開催する。
	自ら相談やSOSを発しない、孤立や課題を抱えた地域住民に対して、早期かつ適切な情報提供や支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員や見守りパートナー、地域自治会等と連絡を密に取り、情報を共有する。 ○年間150件以上の実態調査を行い、支援を必要とされる方を早期に発見する。
権利擁護業務 - ・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ・困難事例への対応 ・消費者被害の防止	成年後見制度を活用し、判断能力低下がみられる高齢者の権利擁護を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○集いの場等を活用し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知啓発を行う。 ○研修受講などにより、必要な知識向上や情報収集に努める。
	圏域内の住民を対象に終活支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○「白井市版終活支援ノート」を用い、集いの場やサロン等で周知する。また、適切な記入や保管ができるよう支援を行う。 ○終活に関する問い合わせに対応できるように、諸制度や手続き等についての知識向上と情報収集に努める。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・包括的継続的なケア体制の構築 ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ・日常的個別指導相談 ・支援困難事例等への指導助言	圏域や委託先ケアマネジャーからの相談に対して適切な助言・指導ができるよう、職員の指導力・資質向上に努める。	○地域ケア個別会議やケース検討等を通じて、様々な方向性や対応方法等についてのアセスメント力を向上させる。 ○介護保険以外の諸制度や社会資源等についての知識を深める。 ○圏域内のケアマネジャーや関係機関との意見交換の場を設ける。
	市内居宅支援事業をはじめ、市外の居宅支援事業所とも連携を図り、委託先の選択肢を増やす。	○協議会や研修に参加し、ケアマネジャーのネットワークを広げる。 ○委託時に白井市における自立支援型ケアマネジメントや総合事業等について説明し、市外ケアマネジャーのサービス計画作成がスムーズに進むよう支援する。

4. 包括的支援事業（社会保障充実分）

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
在宅医療・介護連携推進事業	医療関係者との連携を強化するとともに、「救急医療情報キット」の配布と周知を推進する。	○在宅医療・介護連携、認知症対策推進協議会や研修会に出席し、医療関係者と協働できる体制を構築する。 ○救急搬送者（未配布者・情報未更新者）に対し、キットの申請や更新を促す。 ○講座や集いの場等にて、キットの周知・普及拡大に努める。
生活支援体制整備事業	高齢者に対する日常生活支援体制の充実、また高齢者自身の社会参加の推進を図る。	○生活支援コーディネーターと情報交換を行い、地域の課題や資源の状況を把握し、生活支援体制の整備に協力する。
認知症総合支援事業	医療・介護・生活支援を行うサービスが連携したネットワークや効果的な支援体制を構築し、認知症ケアの向上を図る。	○講座や集いの場、また相談時に「白井市認知症ガイドブック」の配布・啓発を行う。 ○認知症サポーター養成講座を年1回以上開催し、認知症に対する住民の理解を深めるとともに、地域での支援体制を作る。 ○認知症初期集中支援チーム員会議に出席し、認知症への対応スキルを向上させる。
地域ケア会議推進事業	介護や支援を要する高齢者が、住み慣れた住まいでの生活が続けられるよう、専門家や関係者だけでなく地域全体が連携して課題の解決を図る。	○地域ケア個別会議（ご近所支え合い会議）を年2回以上開催する。 ○地域ケア個別会議やケース検討において、会議運営の技術を向上させる。 ○継続中・終了したケースの振り返りを行い、他ケース支援時の対応力を向上させる。 ○民生委員・見守りパートナー交流会を年1回以上主催する。また、民生委員定例会には年2回以上参加する。

③西白井駅前地域包括支援センター

I. 基本情報

(1) 住所・連絡先等

センター住所	千葉県白井市清水口1-2-1	
電話番号	047-497-5170	
ファックス番号	047-497-5171	
メールアドレス	24-houkatu@kikaen.or.jp	
開設曜日・時間	火曜日～土曜日	午前8時30分～午後17時15分

(2) 担当圏域

担当圏域 (小学校区)	白井第三小学校区、大山口小学校区、清水口小学校区	
担当圏域 の特徴分析	<p>【第三小学校区】 鎌ヶ谷、西白井2方向に便が良く、街道には店舗やマンションが建つ。富士区の町並みには戦後の開拓の歴史が残り、農地あとに分散して小規模な宅地開発が行われているため、幅の狭い道、行き止まりなど道路に不便がある。自治会は開拓年代ごとに形成され、空き家や老朽化住宅、アパートが目につく地域は高齢化が進行している。古くから住む住民の結びつきは強く、自治会や地区社協との情報共有や合同事業も活発。R3年3月に地区社協サロンドラミチェの「第三小学校区ちよいボラ」がスタートした。</p> <p>【大山口小学校区】 子供から高齢者まで幅広い世代が住む圏域である。その中でも大山口・大松地区は千葉ニュータウン開発初期の入居地区であり、高齢化が進んでいる。孤立、孤独を防ぐために、また幅広い世代が住んでいるという特徴を活かし、地域コミュニティの構築やコミュニケーションがとれる環境づくりに力を入れている。</p> <p>【清水口小学校区】 駅を中心に南は分譲中心のけやき台、千草、北には清水口の団地や分譲住宅、在来農家の混合地域がある。スーパーや複合センターを徒歩圏にでき、利便性は良い。半面駅北はS50年代に開発され、エレベーターがない建物も多い。高齢化率も高いため、外出困難に陥りやすい。 自治会と地区社会福祉協議会との連携、協力関係は深く地域コミュニティ意識が高い。</p> <p>【高齢者人口と高齢化率】 白井第三小学校周辺地域 2,308人 24.5% 大山口小学校周辺地域 2,065人 26.7% 清水口小学校周辺地域 2,586人 26.5% (令和4年4月時点)</p>	

II. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターとしての目標

<p>介護のリスクが高まる75歳以上の高齢者が増加していることで、圏域では高齢者の7人に1人がサービスの認定を受けています。</p> <p>近隣の見守り、助け合いへの参加者を一人でも多く掘り起こせるよう、生活支援コーディネーター、お元気見守りコーディネーター、民生委員、自治会等地域の関係者と連携して、個別支援や啓発活動を行っていきます。</p>

III. 各事業に関する取り組みの方針

1. 基本項目

- 組織運営体制・個人情報保護・利用者満足の上昇・公平性中立性の確保

市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
------------------------------	--------------------------------

<p>統括・総合調整・後方支援を行う基幹型地域包括支援センターおよび市内の地域包括支援センターと密接に連携し事業を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・白井市地域包括支援センター連携調整会議に毎回1名以上参加し、地域の状況の報告および必要に応じ業務についての助言を得る。 ・他圏域の地域包括支援センターとの情報共有や共通する業務については共同し効率化を図る。
<p>職員の資質向上のため、外部研修、内部会議の時間を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内での研修は難しいため、外部研修に複数職員が参加できるよう業務調整を行う。 ・月1回の内部会議のほか、年4回のケース検討会を年度計画に定める。

2. 総合事業 - 介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業

市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
<p>介護予防ケアマネジメントに必要な視点を念頭におき、本人のセルフマネジメント力を高める支援を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援ケア会議への事例提供等でアセスメント力や発想の転換を学ぶ。 ・サービスありきの対応から、自助、互助を含めた課題解決に向けた相談手法を、日々の実践で学び合う。
<p>地域のサロンとの連携を図り、地域住民の参加を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源マップの更新に合わせ、サロンに参加するなど顔なじみの関係を維持する ・生活支援コーディネーターと情報を共有する。 ・介護予防啓発に関するミニ講座を企画する。

3. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
<p>総合相談支援業務</p> <p>ー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援 	<p>個別相談の課題解決に向けて、制度だけでなく身近な資源も活用していく。日ごろから地域の関係者と顔の見える関係づくりを行い、連携を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員定例会に2回以上参加する。 ・見守りパートナー交流会を開催する。 ・地区社協や地域の集まりに参加する。 ・地域の集まりの際に、出張相談を設ける。
	<p>中長期的な見守りが必要なケースや接近困難ケースの進捗を管理し介入のタイミングを逃さない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・継続支援シートを作成し評価時期の見通しを立てる。 ・進捗管理リストを改良・共有する。
<p>権利擁護業務</p> <p>ー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ・困難事例への対応 ・消費者被害の防止 	<p>終活支援ノート講座を活用し、将来の備えについて周知啓発を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なるほど行政講座への協力と1時間程度のミニ講座の開催を年3回以上行う。
	<p>消費者被害に関する相談対応や被害防止に関わる情報を入手した時は関係機関に情報提供を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターとの会合に参加する。 ・疑わしい相談を受けた際は速やかにセンターに照会を取る。 ・ケアマネジャー等へは文書やチラシにして配布する。
<p>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>ー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的継続的なケア体制の構築 	<p>地域のケアマネジャーを対象とした研修や意見交換会を市と一体的に行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主任介護支援専門員スキルアップ連絡会の運営に参画する。 ・基幹型地域包括支援センターが開催するミニ勉強会に協力する。

<ul style="list-style-type: none"> ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ・日常的個別指導相談 ・支援困難事例等への指導助言 	<p>ケアマネジャーが地域の社会資源を活用できるよう、また地域にケアマネジャーの役割を認識してもらえるよう双方の情報共有を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りパートナー交流会にケアマネジャーの参加を募る。 ・ケアマネジャーからの相談に生活支援コーディネーターの活用を提案する。 ・ケアマネジャーに地域資源マップの配布や地域サロン等の情報提供を行う。
--	--	---

4. 包括的支援事業（社会保障充実分）

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数目標など)
在宅医療・介護連携推進事業	緊急情報シートの配布と活用を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンや地区社協の集まりに参加、チラシを配布し、説明を行う。 ・出張交付会を年3回以上実施する。 ・ケース対応でシートの更新を確認する ・消防から搬送報告を受理したら、速やかに対応の振り分けを行う。
生活支援体制整備事業	ケアマネジメントに生活支援コーディネーターが参加できる機会を増やし、対象者が身近な資源を活用し、地域で継続的に活動していけるよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター（以下SC）と年5回以上、情報共有や意見交換の場を設ける。 ・SCの活用を念頭に置いたアセスメントを行う。 ・ケアプランチェック時に該当する事例があれば、SCの活用をケアマネジャーに提案する。
認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域で本人や家族が孤立化することなく生活できるよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員研修を受講する。 ・運営主体が住民団体化した「お楽しみ処」の利用を促すことと協力者確保に協力する。 ・認知症サポーター養成講座の開催、協力を年2回以上行う。 ・オレンジシートを活用し医療との連携を図る ・ご近所支え合い会議を活用し支援のネットワークを形成する。
地域ケア会議推進事業	地域ケア会議の活性化を図る。特に、ご近所支え合い会議・担当圏域会議への参加層を拡大する	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内会議では、より多様な関係者に参加してもらえるよう声をかけていく。 ・困難ケースの中から、課題支援型地域ケア課題への事例提供を諮り、課題の早期解決と不足している地域資源の把握に努める。 ・内部ケース会議等を通じてファシリテーションのスキルを向上させる。